

2022 年度

第 49 回 福祉住環境コーディネーター
検定試験[®]

1 級・後半
(記述式)

【制限時間 90分】

第1問

ソーシャルサポートネットワークの形成を意図した仕組みの1つが、介護保険制度におけるケアマネジメントである。ソーシャルサポートネットワークの視点から、介護保険制度における本来のケアマネジメントの役割を説明せよ。(※150字程度)

第2問

厚生労働省を事務局として2007(平成19)年度に「孤立死ゼロプロジェクト」がスタートし、国土交通省が街づくりの視点から孤立死防止に取り組む際に参考となる枠組みを下の表のように示している。Aの具体例を参考にして、福祉住環境コーディネーターとして提案できる取り組みの具体例を、B・C・Dの各視点について記述せよ。

<表> 孤立死防止のための取り組みの方法

視点	取り組みの方向	具体例
A. 外に出て活動しやすい環境	(1)住宅、共有部のバリアフリー化 (2)店舗、施設及び移動経路などのバリアフリー化	手すり設置、スロープ設置、段差解消等のアドバイス
B. 店舗や施設と住宅との近隣性	(1)都心部での高齢者向け住宅の整備 (2)住宅に近接した場所での施設等の立地誘導	①
C. 帰属できるコミュニティ	(1)コミュニティ活動の拠点となる施設の整備 (2)コミュニティを支える活動の活性化	②
D. 万一来た見守り	(1)福祉施設との連携 (2)緊急通報手段の確保 (3)見守り等の生活支援活動の活性化	③

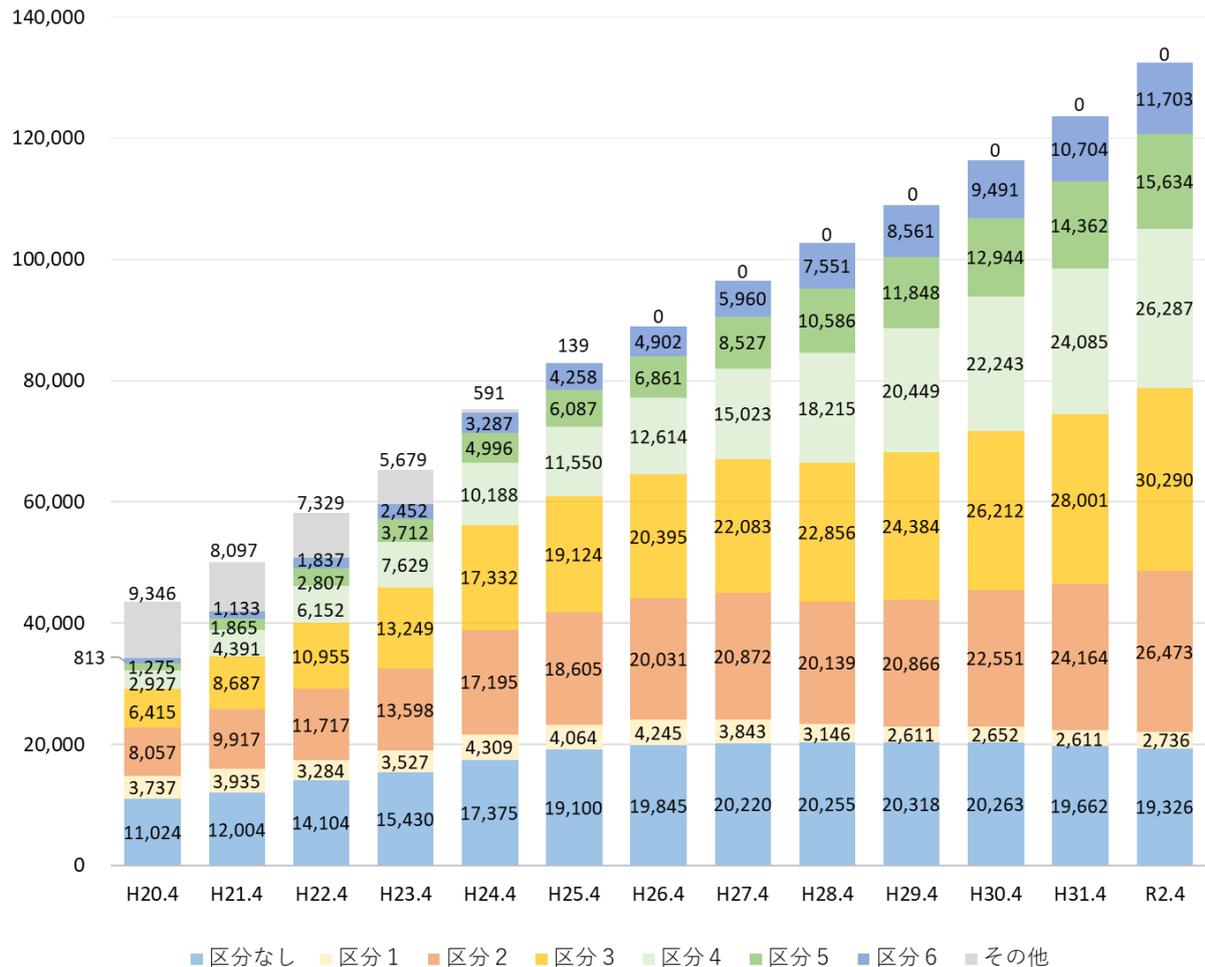
出典：国土交通省住宅局環境整備室「第1回 高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議 国土交通省説明資料」(平成19年8月28日)をもとに作成

第3問

設問(1)

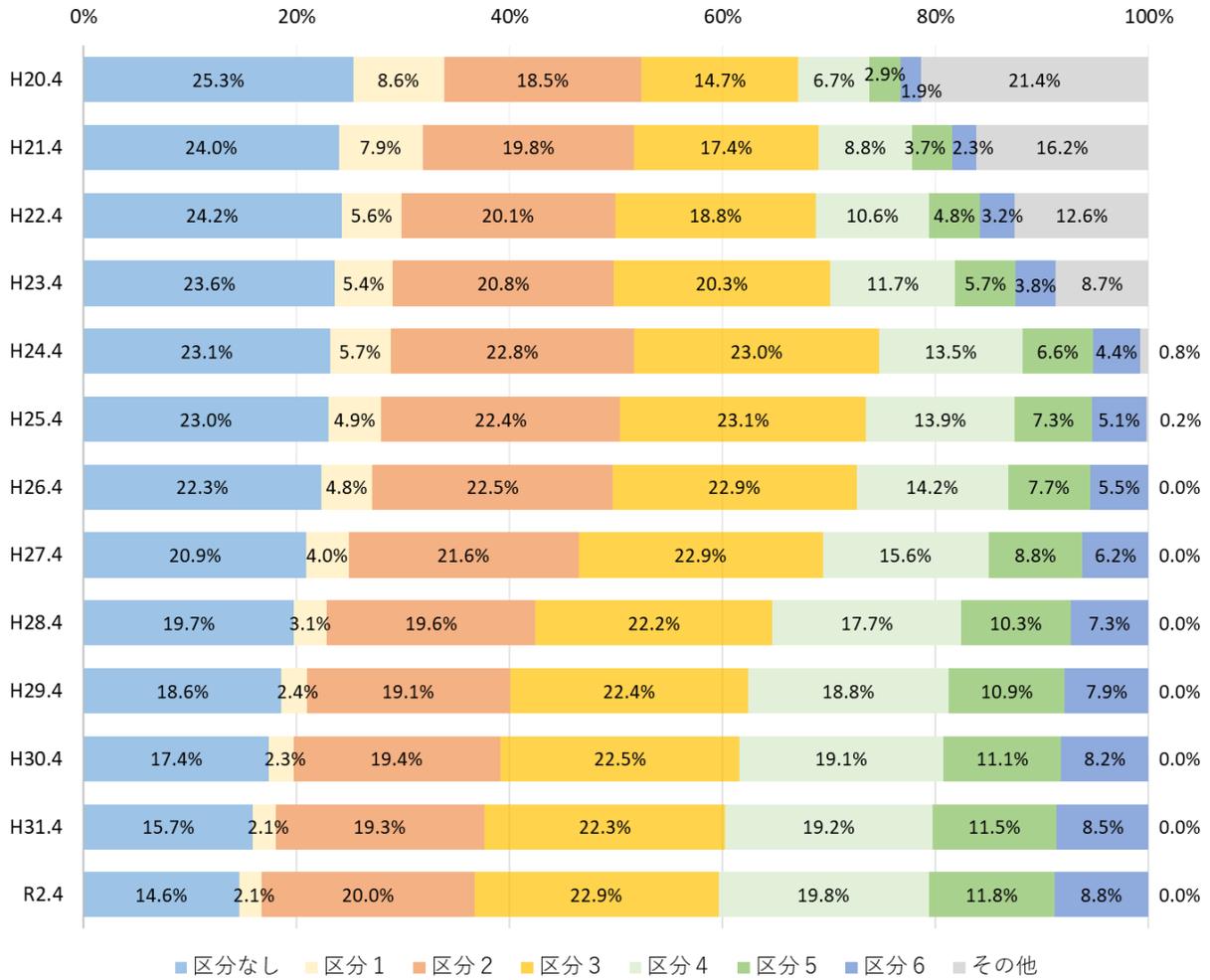
図1・図2のグラフは障害者グループホーム（共同生活援助）利用者の障害支援区分別の利用者数と構成の推移を表している。この2つのグラフから読み取ることのできる現状に対する課題を2つ挙げ、解答欄（設問(1)①および設問(1)②）に記述せよ。（※各30字程度）

<図1> 障害支援区分別GH利用者数



出典：「障害者の居住支援について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
第113回（R3.6.28）社会保障審議会障害者部会資料をもとに作成

< 図 2 > 障害支援区分別GH利用者割合



出典：「障害者の居住支援について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
第113回（R3.6.28）社会保障審議会障害者部会資料をもとに作成

設問（ 2 ）

障害の捉え方における「医学モデル」と「生活（社会）モデル」の違いについて簡潔に説明せよ。
（※100字程度）

設問（ 3 ）

住宅確保要配慮者居住支援協議会（居住支援協議会）の設置目的について説明せよ。（※30字程度）

第4問

図3のコンビニエンスストアについて、だれもが利用する店舗として、以下の設問に答えよ。

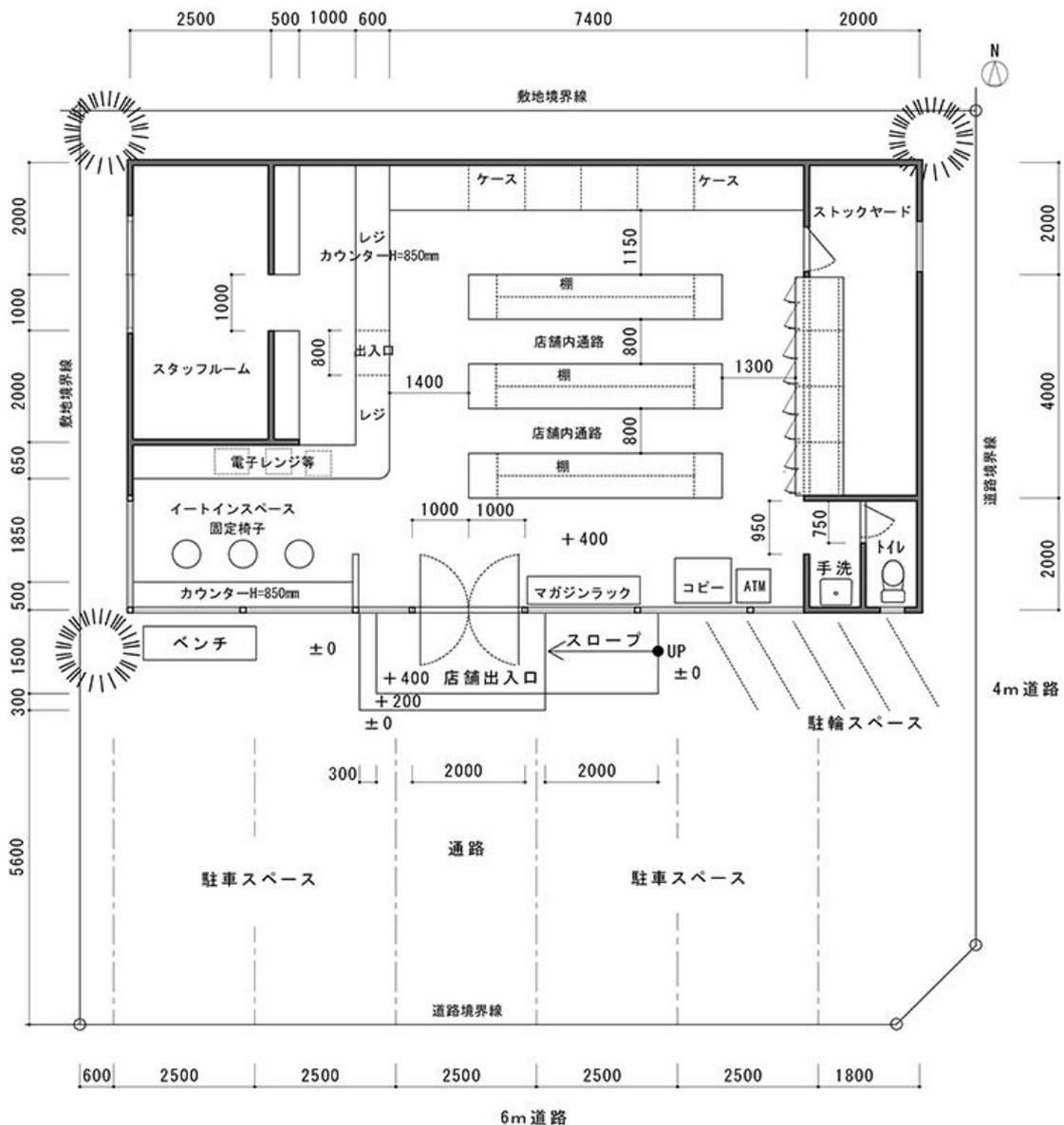
設問(1)

図3のコンビニエンスストアを利用する客の視点で、①問題となる個所を4箇所指摘し、それぞれについて、②具体的な利用者像、③問題点と改善点を解答欄(設問(1)-1から設問(1)-4)にそれぞれ記述せよ。なお、①の「問題となる個所」は4箇所とも異なる個所を指摘すること。また、③の「問題点」は図面から読み取れる範囲内とし、「改善点」については必要な数値を記述すること。

設問(2)

図3のコンビニエンスストアで障害者が働く場合の配慮として、①具体的な就業者像、②課題となる点と改善策を記述せよ。なお、②については、図面から読み取れる範囲外の内容でもよい。また、②の「課題となる点」は、設問(1)の「問題となる個所」(4箇所)とは重複しないものとする。

<図3>



第5問

次の事例について、配布された図面解答用紙に記載の設問(1)～(3)に答えよ。なお、解答は同解答用紙に記入すること。

【事例】

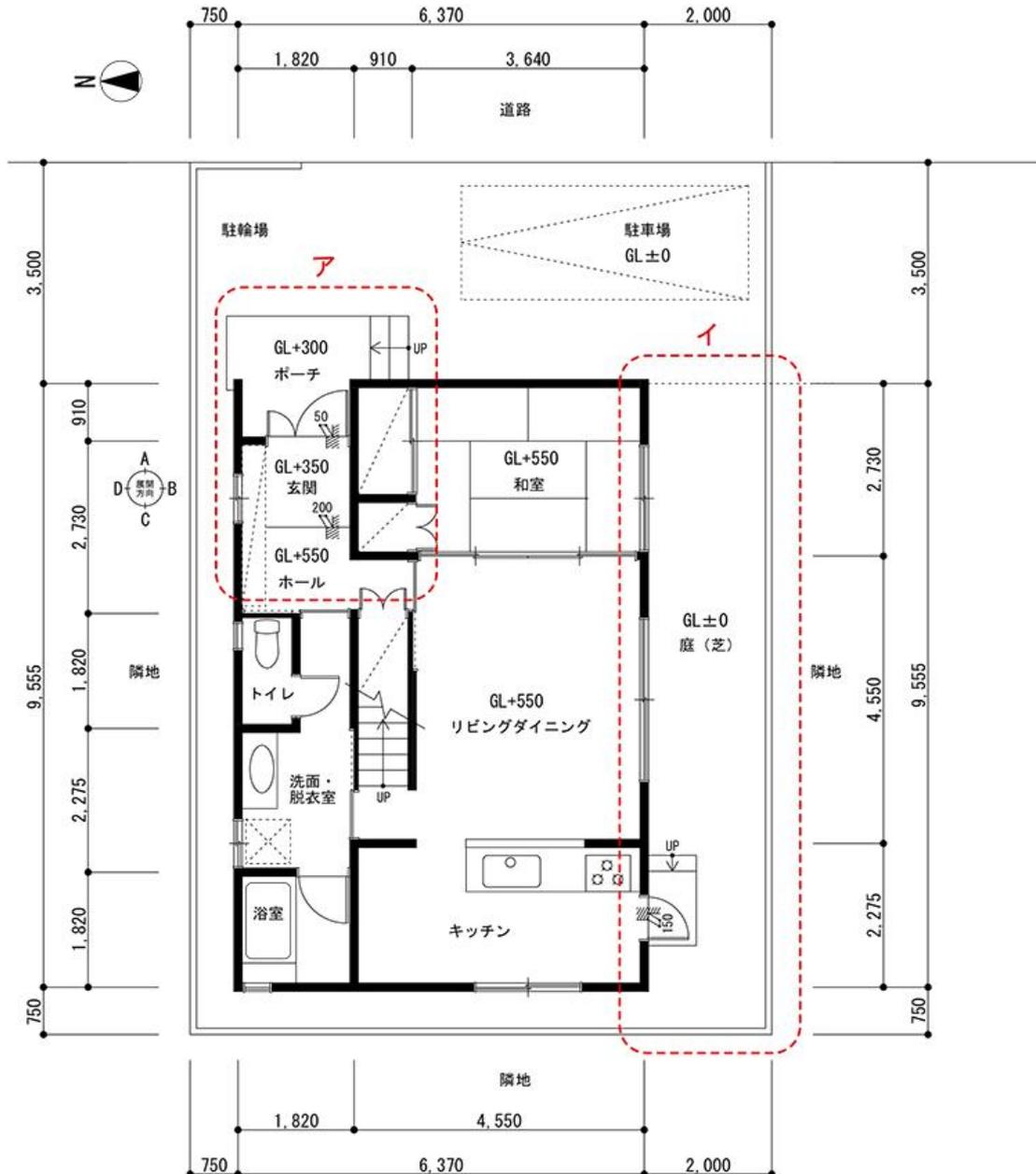
Fさん(78歳、男性、身長165cm、体重60kg)は、築40年の持ち家・戸建て住宅に妻(76歳・健康、身長155cm、体重53kg)と2人で住んでいる。現在は特に大きな病気もなく、健康に過ごしているが、加齢とともに足腰が弱ってきている実感がある。活動的なFさんは外出機会も多く、住み慣れた家で住み続けたい要望は高い。

図4はFさん宅の1階平面図・敷地配置図である。将来の心身機能の変化を見越して、主に外出時の改修相談を希望している個所を赤点線囲み部分に示す。

<図4> 1階平面図・敷地配置図

ア部分 : 玄関ポーチ、玄関付近

イ部分 : 庭、駐車場付近



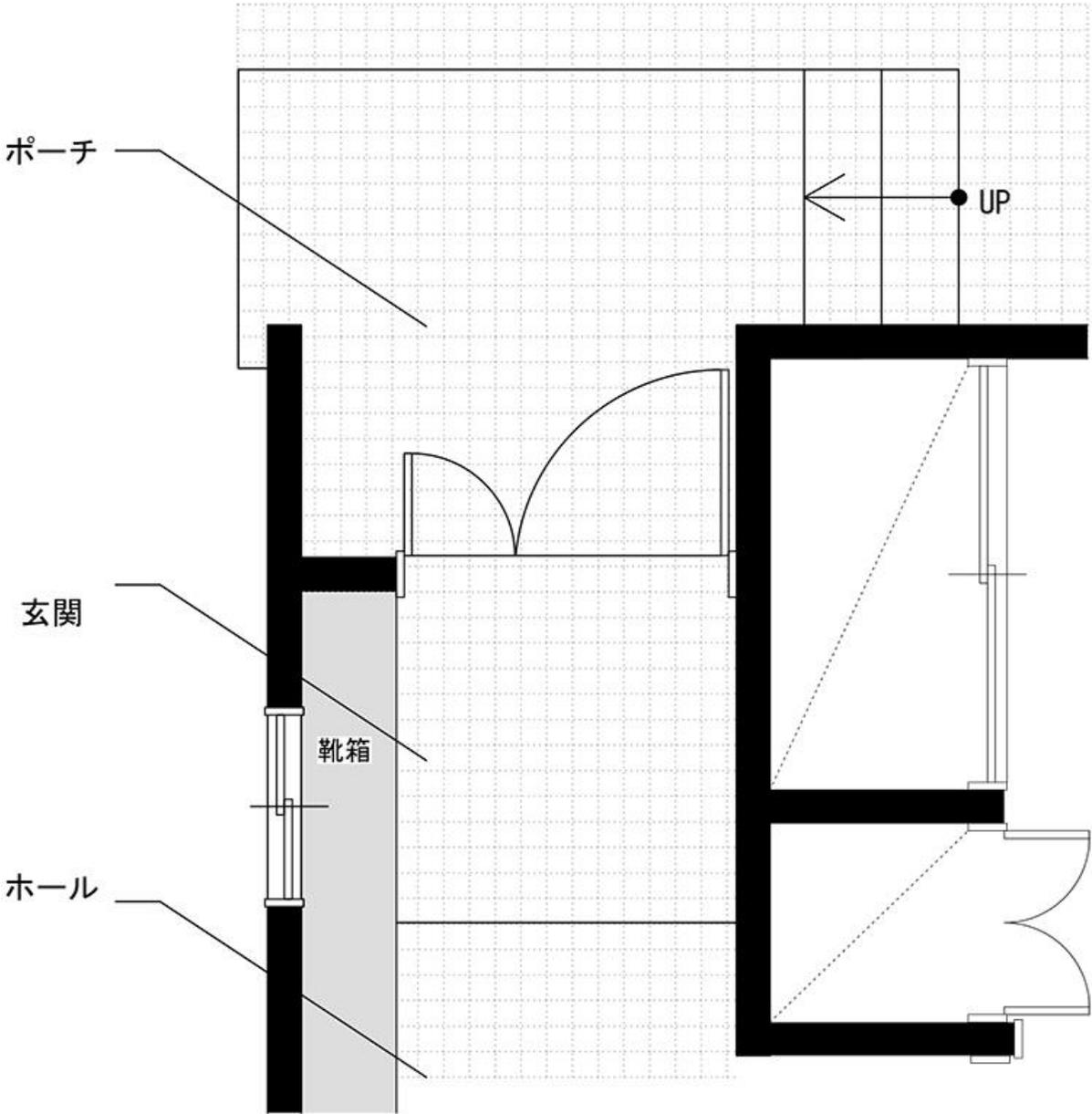
設問(1)

Fさんがすぐにでも対応したいという玄関回りの改修計画について、A部分を拡大した平面図(屋外階段および玄関付近)を図5に示す。屋外階段(ポーチ南側の階段)から1階ホールまでの動線上に手すりや踏台を計画せよ。なお、プランは自立歩行レベルで計画するものとする。

また、下記の寸法は必ず図面上に記入することとする。

- ・主な手すりの太さ
- ・主な手すりの高さ(床または地面(各階段段鼻)から手すり中心位置まで)
- ・踏台の大きさ(幅、奥行き、高さ)

<図5>

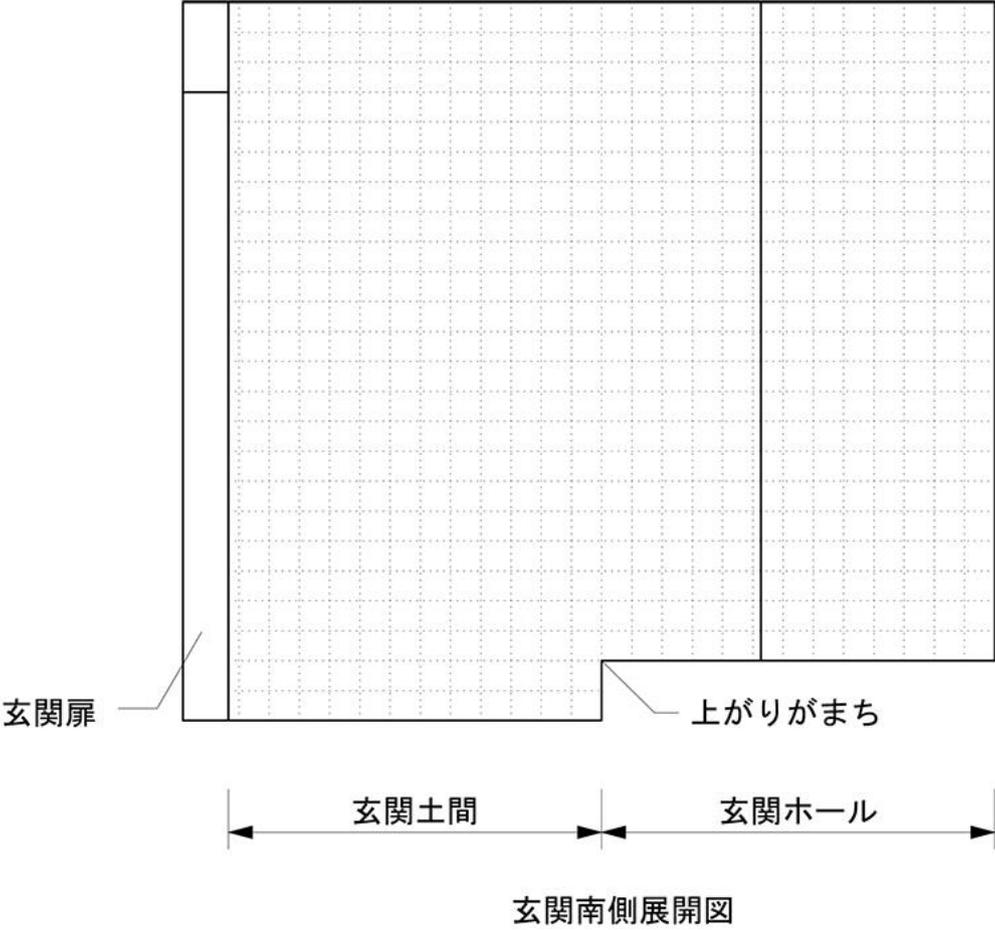


1マス 100mm×100mm

設問（2）

設問（1）で提案した平面図のうち、図6のB面展開図（玄関土間に立って南側壁面をみた図面）に手すりや踏台を計画せよ。

<図6>

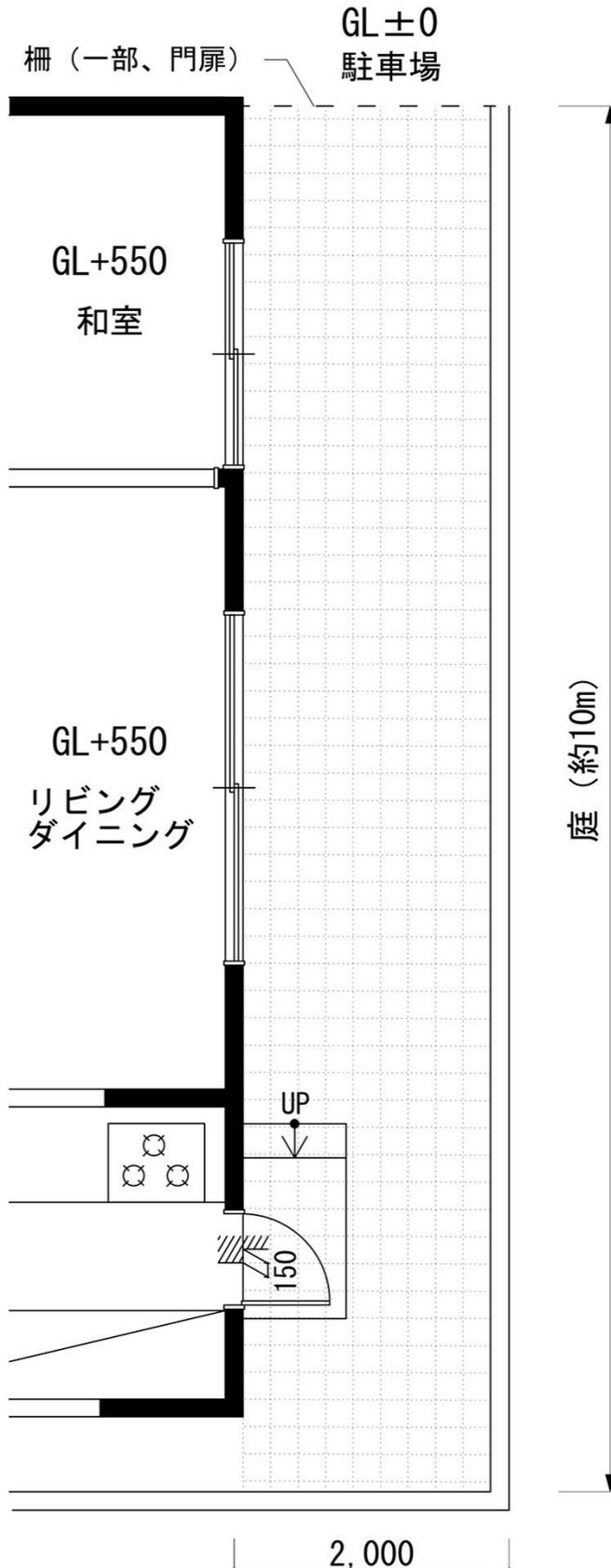


1マス 100 mm×100 mm

設問 (3)

Fさんが将来車椅子移動になった時を想定した改修計画について、イ部分を拡大した平面図(庭付近)を図7に示す。以下の条件に沿ってプランを計画せよ。なお、プランは車椅子での自立レベルで計画するものとする。

<図7>



改修計画の条件

- ウッドデッキと段差解消機(据置式)を使った外出プランを計画すること
- 屋内外の出入り口はリビングダイニングの掃き出し窓とする
- 段差解消機のテーブルの大きさは1000mm×1400mmとする(駆動装置含む)
- 段差解消機で使う屋外電源の場所や駆動装置の記入はしなくてもよい
- 車椅子を使って安全に移動できる計画とすること
- 屋外用の車椅子は屋内(リビングダイニング)で乗り換えるものとする
- 段差解消機は庭内におさめることとし、駐車場部分にはみ出さないようにすること